

委員会提出議案第8号

南相馬市議会会議規則の一部を改正する議会規則制定について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年12月16日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者 議会運営委員長
 鈴木 昌 一

提案理由

男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議への欠席に関する規定等の一部を改正するものである。

南相馬市議会規則第 号

南相馬市議会会議規則の一部を改正する議会規則

南相馬市議会会議規則(平成18年南相馬市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分(以下「改正部分」という。)を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病、配偶者の出産補助その他の事故のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により欠席又は遅刻の届出のあった議員の氏名は、会議において議長より報告する。</u></p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第93条 委員は、<u>疾病、配偶者の出産補助その他の事故のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(所管事務の調査)</p> <p>第107条 【略】</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>(互選の方法)</p>	<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により欠席又は遅刻の届出のあった議員の氏名は、会議において議長より報告する。</p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第93条 委員は、事故のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>(所管事務の調査)</p> <p>第107条 【略】</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>(互選の方法)</p>

第 128 条 【略】

2 ~ 4 【略】

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者が
ないときは、第 1 項の互選につき、指名
推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合において
は、被指名人をもって、当選人と定めるべ
きかどうかを委員会に諮り、委員の全員の
同意があった者をもって、当選人とする。

(表決問題の宣告)

第 130 条 委員長は、表決をとろうとする
ときは、表決に付する問題を宣告する。

第 128 条 【略】

2 ~ 4 【略】

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者
がないときは、第 1 項の互選につき、指名
推薦の方法を用いることができる。

6 指名推薦の方法を用いる場合において
は、被指名人をもって、当選人と定めるべ
きかどうかを委員会に諮り、委員の全員の
同意があった者をもって、当選人とする。

(表決問題の宣告)

第 130 条 委員長は、表決をとろうとする
ときは、表決に対する問題を宣告する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。